河川整備基本方針における超過洪水対策の扱いについて

河川整備基本方針においては、河川の整備の基本となるべき事項として、計画規模に相当する基本高水及びその河道(計画高水流量)及び洪水調節施設への配分を定めている。

一方、洪水は自然現象である降雨に起因して発生するため、計画規模を超える洪水(超過洪水)の発生は否定できないことから、超過洪水に対しても、できるだけ被害を軽減できるよう考慮しておく必要があり、河川整備基本方針では以下のとおり記述している。

本文記述

「・・・計画規模を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する」必要に応じた具体的な例としては、

氾濫流の制御:破堤、氾濫が生じた場合に被害を極力最小限にとどめるため、二線堤の保全、道路等の一連区間の盛り土の活用等土地利用等の調整:破堤、氾濫が生じた場合に地形的に被害が甚大となる地域における土地利用及び建築方法の調整

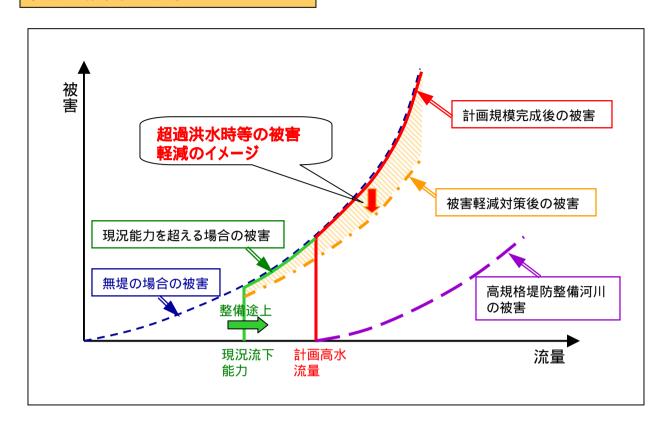
警戒避難体制の強化:破堤、氾濫が生じた場合の円滑な避難活動の ための洪水情報収集伝達体制の整備、避難地や避難路の確保等

なお、大都市地域の河川(利根川、荒川、多摩川、淀川、大和川)においては、上記に加え、破堤による壊滅的な被害を回避するため、高規格堤防を整備することとしている。

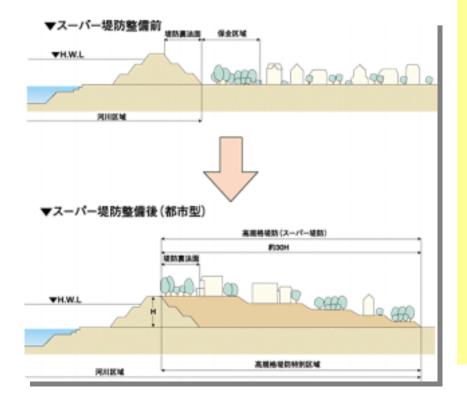
本文記述例(多摩川の例)

「首都圏の壊滅的な被害を防止するため、日野橋から河口までの区間 を高規格堤防の整備対象区間とし、その整備にあたっては、必要な 幅を確保するとともに、・・・」

超過洪水対策について



高規格堤防 (スーパー堤防)



破堤による壊 滅的な被害の 回避

·高規格堤防 (スーパー堤防)



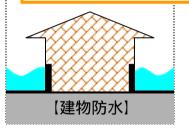
氾濫流の制御

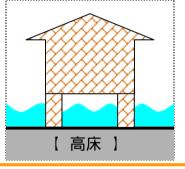
- ・二線堤の保全
- ・道路等の一連区間 の盛土を活用した二 線堤を整備。





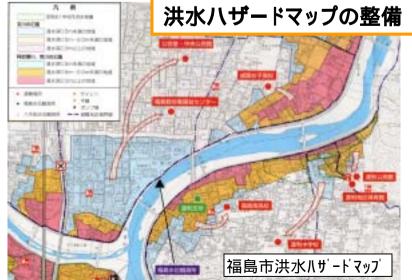
建築方法の調整





土地利用等の 調整

- ・土地利用の調整
- ・建築方法の調整



警戒避難体制 の強化

- ·洪水ハザードマップ の整備
- · 円滑な避難活動の ための洪水情報収集 伝達体制の整備
- ·避難地や避難路の 確保等